新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種

令和5年4月以降のワクチン接種については、現在検討中 です。決まり次第、市報や市ホームページでお知らせします。

◆オミクロン株対応ワクチンの接種を希望される方へ

オミクロン株対応ワクチンは従来型のワクチンを上回る 予防効果が期待されています。



図初回接種(1・2回目)を終えた12歳以上で、3~5回目の 接種券をお持ちの方

※オミクロン株対応ワクチンは1人1回の接種です。接種後は従来型ワ クチンを接種することはできません。

◆清瀬市に転入された方へ

他の市区町村で接種した後に清瀬市に転入された方で、そ の後の接種を希望される場合は、接種券発行申請が必要です。 申込みは郵送または窓口で承っています。詳しくは市ホーム 転入者の接 ページを確認するか、清瀬市ワクチン接種専用コールセンタ 種券発行に ーまでお問い合わせください。



◆予防接種証明書 (ワクチンパスポート) をご希望の方へ

紙様式を希望する場合、申請方法に関わらず、発送までに5営業日ほ どかかります。余裕をもって申請を行ってください。

なお、提出書類に不備があった場合はさらにお時間をいただきますの で、提出の際はお気を付けください。

◆ワクチンに関する各種問合せ先

- ・清瀬市新型コロナウイルスワクチン接種専用コールセンター 市で行う新型コロナウイルスワクチン接種や接種券に関すること。 問☎042-497-1507(土・日曜日、祝日を除く午前9時~午後6時)
- ・東京都新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター 接種後の副反応に関すること。
 - 問☎03-6258-5802 (24時間、年中無休) 2003-5388-1396 (都ホームペ ージにあるFAX相談票を使用してください)
- ・厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター 新型コロナウイルスワクチン接種に関すること。 問☎0120-761770(午前9時~午後9時、年中無休)

◆ワクチンの接種状況(3月1日現在)

区分	108	20目	308	40目	508
65歳以上	93.0%	92.7th	89.815-	82.9%	68.6th
12歳以上	89.25	88.9%	75.3%	52.25	27.6th
5~11歳	27.1%	26.5%	9.918-	_	_

きよせコワーキングスペース [ことりば] 移転のお知らせ

りば』」は5月以降、アミュービル 4階で再開する予定です。なお、 ミーティングスペースの提供は終 ☎042-495-7002

3月31日 金で一時休止する「き」了します。詳しい再開時期につき よせコワーキングスペース『こと ましては決まり次第、市報や市ホ ームページなどでお知らせしま す。

問男女共同参画センター

マイナポイント事業。ポイント申込み期限延長

マイナポイント事業について、 ポイントの申込み期限が5月末ま で延長となります。ポイント付与 の対象となる令和5年2月末まで にマイナンバーカードを申請され た方は市からはがきが届き次第、 お早めにマイナンバーカードをお 受け取りください。【カード受取

時間】平日:午前8時30分~午後4 時30分、土曜日:午前8時30分~ 11時30分、午後1時~4時間市民 課住民係☎042-497-2037

※カードの受け取りのためのはが りご確認ください。



中央公園を閉鎖しています

中央公園内での埋蔵文化財発掘 調査の過程で、ガラス片を含む産 業廃棄物が見つかったことによ り、市民の皆さまの安全を確保す るため、緊急的な対応として当面 の間、公園を閉鎖しています。

ご不便をおかけしますが、ご理 解・ご協力をお願いします。

間水と緑と公園課緑と公園係

23042-497-2098

※駐輪場、トイレとその付近一部、 テニスコートは利用できます。



調査の過程で見つかったもの(一部)

清瀬市議会第1回定例会開会

令和5年清瀬市議会第1回定例会は、3月1日例から下記のとおり開会 中です。 🗓 議会事務局議事係 🕿 042-497-2567

月	B	時間	内容
3	15(水)		総務文教常任委員会
	16(木)	午前10時~	福祉保健常任委員会
	20(月)		建設環境常任委員会
		午後2時~	議会運営委員会
	28(火)	午前10時~	本会議(最終日)

※市議会の様子は、 右記QRコードから 後日ご視聴いただけ ます(録画)。



清瀬市議会 ホームページ

東京おこめクーポン事業

さい。

都は、物価高の影響を受けやす い低所得世帯の生活を支援するた め、国産の米や野菜などの食品と 引き換えられるクーポンを対象世 帯に配付し、申込みいただいた世 帯へ食品を配送します。

划①令和4年度住民税非課税世帯 (※)世帯全員の令和4年度住民税 均等割が非課税である世帯

②家計急変世帯(※)令和4年1月 以降12月までに予期せず収入が 減少し、世帯員全員の年間収入見 込額または年間所得見込額が住民 税非課税相当となった世帯

※住民税非課税世帯等に対する臨 時特別給付金(電力・ガス・食料 品等価格高騰緊急支援給付金、1 世帯5万円)の対象世帯が本事業 の対象です。

【提供方法】都から対象世帯に、 クーポンを4月末までに順次郵送 予定。対象世帯からの申込み(※) に基づき、都から食品を配送 ※クーポンに同封されている申込 用はがきまたはクーポンに記載さ

間東京おこめクーポン事業コー ルセンター☎03-5249-3553(土・ 日曜日、祝日を含む午前9時~午 後6時)、東京都福祉保健局生活 福祉部計画課☎03-5320-4067

れた専用サイトからお申込みくだ



詳しくはこちら (東京都ホームページ)

新小学校1年生に義務教育就学児医療証を送付

①令和5年4月から小学生になる 子どもの医療証

現在、「乳幼児医療証(乳医療 証)]の交付を受けており、令和5 年4月から小学校に入学する児童 (平成28年4月2日生まれ~平成29 年4月1日生まれ)の医療証につい ては、令和5年4月1日から「義務 教育就学児医療証(今医療証)」に 切り替わります。

対象の方には、令和5年4月1日 から有効な囝医療証を、3月15日 (水)までに普通郵便で発送します す。詳しくは右表参照)。

また、所得制限超過のため今医 療証の対象とならない方にも、3 月下旬までに消滅通知書を普通郵 便で発送します。

※4月1日を過ぎても囝医療証が 届かない場合は、下記へご連絡く ださい。

※今回医療証をお送りするのは、 新小学校1年生の児童のみとなり ます。新小学校1年生以外の方は、 すでにお持ちの医療証を令和5年 9月30日出までご使用ください。

扶養親族などの数 (人)	所得制限限度額 (円)			
0	6,220,000			
1	6,600,000			
2	6,980,000			
3	7,360,000			
※以降、扶養親族などが1人増えるごと				

②ひとり親家庭等医療証 (親医療 証)をお持ちの皆さまへ

現在、「ひとり親家庭等医療証 (親医療証)]の交付を受けており、 令和5年4月1日から小学校に入学 する児童がいる方の4月1日以降 有効な児童の医療証は、下記のと おり課税世帯か非課税世帯かによ り異なります。

●課税世帯の場合

4月1日以降有効な児童の医療 証は、分医療証となります。今回 発送する囝医療証を医療機関など で提示してください。

に、所得制限限度額に38万円を加算。

●非課税世帯の場合

4月1日以降有効な児童の医療 証は、

<br 4年12月23日に発送した劔医療証 に、小学1年生となる児童の氏名 を印字しています。対象の児童が 医療機関などを受診される場合 は、剱医療証を提示してください。 問いずれも子育て支援課助成係 **3**042-497-2088

● 【 国民年金保険料をスマートフォンで納付できます 】

国民年金保険料は、現金や口座 振替、クレジットカード、Payeasyなどで納付いただいています が、2月20日より新たにスマート フォンアプリを使用したキャッシ ュレス決済で納付ができるように なりました。この機会にぜひご利 用ください。なお、納付方法など 詳しくは日本年金機構ホームペー ジを確認してください。各決済ア

プリの使用方法などについてはご 利用の決済事業者にお問い合わせ ください。【利用に必要なもの】 ①納付書②スマートフォン③決済

アプリ【対象の決済ア「回溯器を回 プリ】auPAY、d払い。、 PayB、PayPay 間保険年 金課年金係☎042-497-2049、武蔵野年金事 構ホームペ 務所☎0422-56-1411

